

お客様各位

令和5年9月吉日

宮城第一信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素より宮城第一信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されますが、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、当金庫でお支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が発行いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は顧問税理士等にお問い合わせください。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T5370005001530

当金庫のインボイス発行等については以下の通りとなりますのでご案内いたします。

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料等）をお支払いいただいた場合は、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

2. 振込依頼書（複写式）をご利用いただいた場合の振込手数料について

お客さまにお渡しする、「現金・小切手による振込金受取書（兼振込手数料受取書）」、「預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼振込手数料受取書）」がインボイスとなります。

※当面の間、インボイスの要件を満たしたものを付記してお渡しいたします。

3. 預金口座より口座振替でお支払いいただいている手数料について

預金口座より口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイス管理表を作成し発行いたします。発行を希望される場合は、営業店窓口へお申し出ください。

4. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引については、発生する手数料が原則3万円未満となり、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機および自動サービスにおける取引等」（自動販売機特例）に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、A T Mおよび両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応する様式変更はいたしませんのでご了承ください。

5. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）のお支払いをする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

※ インボイス制度への対応、その他各種手続き等につきまして、ご不明な点等ございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上